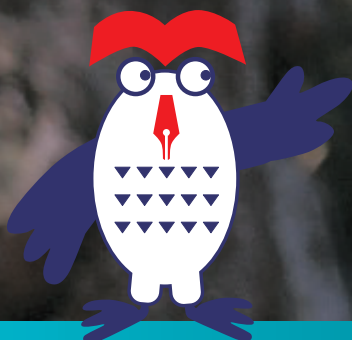


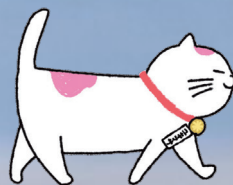


# 愛知

- 行政書士制度70周年記念式典
- 初心者・中級者向け入管・国際業務研修会
- 初心者対象CAD研修会

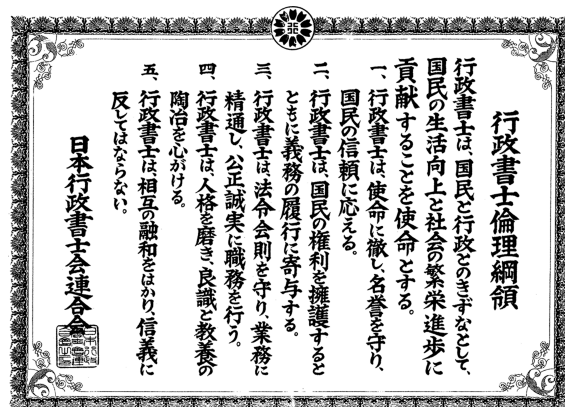


愛知県行政書士会キャラクター  
ユノハくん



# 目次

老いて幼き者に教えられしこと	常務理事 伊藤 直仁	1
行政書士制度70周年記念式典		2
初心者・中級者向け入管・国際業務研修会		3
初心者対象CAD研修会		4
嫡出否認と最高裁の見解	元名城大学大学院 法務研究科教授 松倉 耕作	5
事業承継について	税理士・公認会計士 浅野 佳史	8
お知らせコーナー		
ライブラリ研修動画一覧		12
ライブラリ研修申込書		14
業務相談会のお知らせ		15
業務相談会申込書		16
会員訪問記（新城支部 佐々木 一也会員）	会報委員 佐野 潤	17
支部だより		18
事務局だより		23
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		25
コスモスあいちコーナー		30
あとがき		31



# 老いて幼き者に教えられしこと

常務理事 伊藤 直仁

冬の割に暖かなある日の三々五々、リラックスして炬燵に足をいれてテレビを見ていると、突然、ピンポンとチャイムの音がし、「おじいちゃん、おばあちゃん来たよ。」と声がした。玄関を開けると、孫の家族一家が突然来たのであった。私には娘が二人おり、私の自宅より車で約30分位の所に住む長女一家が来訪したのであった。来た瞬間、孫とは何故か大変可愛いものでつつい顔が綻んでしまう。ついではあるが娘夫婦も元気で楽しく生活していることが確認でき安心するのである。ああ～今日も楽しい1日ではあるが大変な1日になるなと夫婦で顔を見合わせて、覚悟を決め、このよくなときの為に買ってあったお菓子を孫にあげる。孫はお菓子を口に頬張りながらもってきたおもちゃを床いっぱい広げ遊び始めるのだが、5歳になる上の孫が、この日はたまたまお正月に買って貰ったと思われる新しいおもちゃを出して遊び始めた。遊び方がわからないのか一生懸命考えている。おもちゃのパッケージを見たり説明書を見たり（説明書を理解できるとは思えないが）挙句の果ては、おもちゃ自体を触ってみてどうにか遊び方がわからないか悪戦苦闘するのである。ただただ一心不乱にわかろうとしている。この様子を近くで見ていると私は楽しくてたまらない。一生懸命考えやってみて遊び方をわかろうと努力する姿をみると私に勇気を与えてくれるのである。とうとうわからずに最後にはおもちゃを私の所に持って来て「おじいちゃん、これどうやるの？」聞いてくる。この時にはパッケージ裏に記載された説明文を読んだ上で、孫に表の写真をみせ乍ら遊び方を説明すると、孫は再び自分自身で理解した範囲で遊ぶとする。しかし再び遊び方がわからなくなると私の所へやってきて再度説明を求めてくる。このようなやり取りが続きようやく遊び方がわかるとそのおもちゃでずーっとただただ遊び続けるのである。子

供とはすごい。この情熱を身をもって感じると、見習いたいものだと思う。一方2歳の孫の方は、両方も男であるが、お兄ちゃんの遊びをみてお兄ちゃんのまねをして同じおもちゃで遊びだす。そうするとお兄ちゃんにとっては邪魔をされる弟がいやになり、最後には兄弟喧嘩が始まる。当然お兄ちゃんの方が年長の分強いので弟が泣いて終わるのである。そうすると弟である年少の孫が違う遊びを始める。これが又面白い。自分の持ってきたおもちゃでの遊びはそこそこに我が家に常備してあったジュース缶を20個位台所から自分で足繁く運んで来て、どうするのかみていると、すぐに積み木のようにして遊び出すのである。2歳ではあるが自分なりに考えた結果の遊び方なのであろう。自分で考えた遊びなのでずーっと同じように遊んでいる。そしてその遊びにご満悦しているのである。「きゃっきゃきゃきゃ。」と喜びながら遊んでいる姿をみていると、仕事やウィズコロナ生活に飽き飽きしてきている自分にとってはなぜか新鮮さ・羨ましが込みあがり、反省の念にとらわれる。もっと頑張らなくてはいけないなあという気持ちになってくる。その後、孫たちは3時のおやつ、夕食・入浴を済ませ、一家が帰っていく。帰った後は何も起こらずホッとした気持ちとともに祭りの後の寂しさがこみ上げてくるのであるが、心身ともに疲れ果ててボーッとしてしまうのである。しかし次の瞬間考えてしまう。「次は何時遊びに来てくれるのかなあ」と。

いつも孫と一緒にいると齢を重ねた自分ではあるが教えられることが多い。そして反省を求めてしまう。同じ仕事をただただ漫然としている自分、新しいことにチャレンジすることを怠っている自分、こういう状況に危機感を感じない私であって本当に良いのかを。

# 行政書士制度 70周年記念式典

日 時 令和3年1月12日(火)  
午後2時～3時  
場 所 愛知県行政書士会館

行政書士制度70周年を迎えるにあたり、愛知県行政書士会館にて記念式典を行いました。

定刻になり、行政書士制度70周年記念事業実行委員の柴田愛会員の司会で式典は始まりました。

まずは開会にあたり、実行委員長の市川雅敏会員から式典が開催できたことへの感謝を込めて開会の言葉がありました。

次に、お忙しい中ご来賓としてご臨席を賜りました愛知県知事大村秀章様からご祝辞を頂戴いたしました。また、愛知県から総務局総務部法務文書課課長の松崎健吾様にもご来賓としてご出席いただきました。

そして、愛知県行政書士会前田望会長より皆様へのご挨拶の後、感謝状の贈呈に移りました。

感謝状は、株式会社オーヴァルジュニア様とキャッスルプラザ様の2社に贈呈させていただきました。株式会社オーヴァルジュニア様は名古屋駅西口の大型ビジョンにおきまして愛知県行政書士会の広告掲載にあたり、多大なご協力をいただいております。

また、キャッスルプラザ様は長年にわたり、総会、賀詞交歓会など愛知県行政書士会の事業運営にご協力いただきました。

続きまして、行政書士制度70周年記念総合文化展の表彰が行われました。

70周年記念事業の一つとしてこの総合文化展は催され、会員の皆様から様々な作品の応募がありました。その中から投票により第1席、第2席、第3席が選ばれました。

第1席「池に写る桜」一宮支部 森田信頼会員  
第2席「The Sky of Dream」

名古屋支部 川西美保会員

第3席「献寿更称觴」知多支部 山本博信会員  
「きらめいて」碧海支部 松田誠司会員

これらの作品は会館内に展示されますので、来会された折にはぜひご覧ください。たくさんのご応募ありがとうございました。

そして、愛知県行政書士会鍋田建治相談役より、昭和26年からの愛知県行政書士会の会則改正の変遷をまとめたものを寄贈いただきました。

最後に実行委員の伊藤直仁会員の閉会の言葉で式典はお開きとなりました。

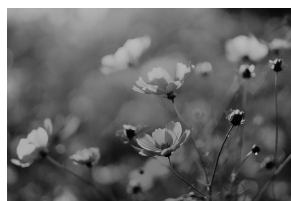
本来であれば、会員の皆様とともに盛大にお祝いをするところでしたが、新型コロナウイルスの影響により、このように縮小しての開催となりました。会員の皆様へはお祝いのお菓子を順次発送させていただきますので、ご賞味いただけると幸いです。



「池に写る桜」



「The Sky of Dream」



「きらめいて」



「献寿更称觴」

# 初心者・中級者向け 入管・国際業務研修会

国際・私法部 櫻井 謙至

日時 令和2年12月3日(木)

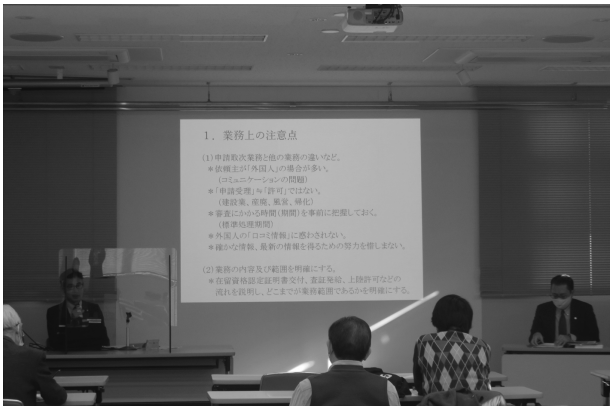
午後2時～4時30分

場所 愛知県行政書士会館 3階会議室

講師 国際・私法部部长 田澤 満

部員 川津 聖司

参加者 8名 ライブ視聴者 76名



2部構成の研修会でした。

前半は、国際・私法部部員の川津聖司会員による『入管・国際業務における業務上の注意点』と『入管取次行政書士への「処分事例」について』を講演

いただきました。

実際の処分事例を紹介いただきながら、業務上、どこに注意を払わなければならないか、また、行政書士としての倫理に触れながら、お話いただきました。中には、業務に慣れてきて気が緩み始めていたところヒヤリとした会員もおられたかもしれません。十分にお気を付けいただきたいと思います。

休憩をはさんで、後半は、国際・私法部部长の田澤満会員による『入管・国際業務において予想されるトラブルの回避』と『入管・国際業務の最新動向について』を講演いただきました。

どういう案件が危険かというご紹介を筆頭に、リスク回避につながるアンテナを張れるようにしていただくことができる内容でした。また、新型コロナウイルスの影響で、最近、取扱いの変更が激しくなっている入管・国際業務の動向につき、最先端の情報をいただくことができました。

お二人の経験上のお話も聞くことができ、具体的な内容の講義で、実務に直結するものでした。

## ちょっとひと息 「品種登録」～電子出願／電子納付編～

**Q** 過去に登録したものは、登録料の納付はこれまでどおり収入印紙を納付書に貼って郵送する方法でしょうか。

**A** 過去に登録されたものも登録条件検索により登録番号を検索してマイページに追加して電子納付することができます。登録料納付の画面で手続後、画面で通知された納付番号等により「ペイジー」を利用してインターネットバンキング又はATMで納付していただけます。なお、今までどおり登録料納付書に収入印紙を貼って郵送する方法でも受付けます。

**Q** 登録料の納付期限が過ぎていたことがわかりました。取消になりますか。

**A** 育成者権を維持するためには定められた登録料を納付しなければなりません。納付期限は、1年目は品種登録公表後30日以内、2年目以降は各年の登録日までです。ただし、2年目以降は、納付期限後6ヶ月以内に割増料金を追納すれば登録を継続することができます。なお、電子納付の場合、納付手続後、納付期限（1年目は30日以内、2年目以降は登録日（土日祝の場合は次の平日。以下同じ。）までにペイジーで納付しないと電子納付ができなくなります。納付期限を過ぎますと1年目は取消しになり、2年目以降の場合は登録料と同額の追納金が発生しますので、再度手続が必要です。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

# 初心者対象 CAD研修会

法人経営部 黒澤 淳

## 第1班 第1回目

日時 令和2年9月30日(水)  
午後2時～4時半

場所 愛知県行政書士会会館 3階会議室

出席者 24人

## 第1班 第2回目

日時 令和2年10月22日(木)  
午後2時～4時半

場所 愛知県行政書士会会館 3階会議室

出席者 17人

## 第2班 第1回目

日時 令和2年10月22日(木)  
午前9時～午後0時半

場所 愛知県行政書士会会館 3階会議室

出席者 26人

## 第2班 第2回目

日時 令和2年11月27日(金)  
午後2時～4時半

場所 愛知県行政書士会会館 3階会議室

出席者 19人



法人経営部では、初心者を対象とした「初心者対象CAD研修会」を、参加希望者が当初の予想を大幅に上回る申し込みがあったことから、当初1回の予定を急遽2回に分けて開催いたしました。

この研修会は、まずJW-CADの操作に慣れていただくこと、簡単な図面の作成を目標に、第1回目は、直線の引き方、円の描き方そして線断の仕方等JW-CADの基本操作を習得した後、課題として見本の図面を参考に実際に各自が図面を引く作業に入っていただきました。

第2回目では、応用としてJW-CADの中に写真取り込み、そして、その取り込んだ写真を使って車庫証明に添付する図面の作成を目標に進めさせていただきました。

JW-CADは、他のソフトとは違う独特なマウスの使い方により、多くの方がその操作に惑っていたのですが、一操作ごと解らない操作があれば部員がその都度マンツーマンで対応する方法で研修会を進めた結果、簡単な図面であれば引ける状態までこぎつけたのではないかと思います。

CADは、図面を引くには必須のソフトですが、図面のみならず「相続関係図、各種申請書」等を作成するにあたって大いに役立つソフトです。1日1操作ずつ習得していただければ1か月後には、操作方法を考える前に手が勝手に動く状態になっていると思いますので、これを機会に是非習得して頂ければと思います。

## ちょっとひと息 「品種登録」～電子出願／電子納付編～

**Q** ペイジーで電子納付した日は後日出願システムで確認できますか。

**A** ペイジーで納付するとシステム画面は納付済のステータスになりますが、ペイジーでの納付日は表示されません。ATMから出る入金票やネットバンキング画面等でご確認をお願いします。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

# 嫡出否認と最高裁の見解

元名城大学大学院 法務研究科教授 松倉 耕作

嫡出否認については、最判平成26年で最高裁判所としての最終回答が示されたものと理解することができる。同判決の補足意見では、残る課題は立法で解決すべきことが明言されている。そこで本稿では、立法の参考となる否認権者と否認期間についての外国立法についても紹介しておこう。比較法は、次稿で扱う。

## 1 嫡出否認の訴え

### (1) 改正

嫡出否認の訴え（ないし申立て）を提起する要件を中心に考察する。

ちなみに、人訴法の改正に伴い「実親子関係訴訟の特例」規定が設けられた（人訴41条-43条）。結論のみを記せば、①夫が子（否認すべき子）の出生前に死亡したとき、または1年の出訴期間内に死亡したときは、「子のために相続権を害される者その他夫の三親等内の血族」が嫡出否認の訴えを提起することができる。出訴期間は夫の死亡した日から1年である（人訴41条1項）。②夫が嫡出否認の訴えを提起した後に死亡した場合は、前記の否認権者が6か月以内に訴訟を受け継ぐことができる（人訴41条2項。民訴124条1項後段の適用なし）。なお、訴訟手続の受継に関する経過措置をも参照（人訴26条）。

### (2) 否認制度の目的

家庭の平和を維持するため、および父子関係を早期に安定させるため、という2つの目的に求めるのが通例である（詳細は、注民23〔松倉耕作〕202頁）。否認の原因を一言でいえば、民772条に基づく推定が事実と反することである。

### (3) 否認判決の確定

否認を認める判決・審判が確定すると、子は非嫡出子となる。その効果は形成的であり、判決は対世的効力を持つ（人訴24条1項）。このような否認手続が確定するまでは、第三者は先決問題としても、夫の子ではないことを主張することはできないし、真実の父も子を認知することができない（異論なし）。

唯一の例外として、「推定の及ばない子」には、このような制約はない。例えば、子から真の父を被告とする認知訴訟も適法とされる（最判昭44・5・29民集23・6・1064）。

## 2 出訴期間

各論面では、①期間の長さ、②起算点の2点を中心に述べておこう。起算時期については、伝統的には、出生子について「嫡出推定が及ぶか否か」が決め手とされている。

### (ア) 学説の結論

紙幅の都合上、主要な学説と、各説の下での出訴期間の内容を素描するにとどめる。

#### (i) 出生認識時起算説（外観説の帰結）

夫が子の出生を認識（通例は子の出生の日を認識）したときから、1年の出訴期間が開始する。例外的に、「外観的に明白な懐胎不可能」という事情が証明されれば、親子関係不存在確認の訴えというルートが開かれることになり、出訴期間の制約から解放されることになり、その出訴期間は、期間の制約がないものと扱われる（確認の利益の存在は必要）。

#### (ii) 非嫡出性疑惑認識説（血縁説の帰結）

前記通説があげる、外観的に明白な「懐胎の不可能」という事情のほか、科学的にみて父子ではあり得ない子（例えば、夫の生殖不能の場合や、日本人夫婦から黒人の特徴を有する子が生まれた場合など）が生まれた場合にも、その事実を認識したときから、出訴期間が進行することになる。

#### (iii) 家庭崩壊時起算説（家庭平和説の帰結）

夫婦が円満に同居する場合には、家庭の平和が優先する。ゆえに、夫が子の出生を認識したときから起算して1年で終結する（結果において通説と同じ）。後日、家庭が崩壊した場合、例えば夫婦が離婚した場合には、子の利益（真実の父を知るべきそれ）が優先し、親子関係不存在確認訴訟が可能となる。

#### (iv) 現実の期間の長短

通説のとする出生時説では、たとえ例外と扱われる場面でも、その原因が「外観的に明白な懐胎不能」

という場面に限られる。その結果、現実にもそのような事例が生ずることは、かなり少ない。むしろ夫婦同居中に、妻が他男の子を懐胎・出産する例の方が多いものと思われる。つまり、「外観的に明白」という枠がある限り、出訴期間が1年となる夫婦が98%を超えるものと推測できる。他方、疑惑認識説は、期間の点では著しく長くなる余地がある。この立場をとる下級審裁判例（例えば、奈良家審昭53・5・19家月30・11・62）がなくもないが、解釈として、このような見解はかなり困難である。もっとも、後述するように、立法例としては、今後、主流となる構造かと思われる。また、家庭破綻説（破綻+新家庭の形成を要求する説もある）は、家庭が破綻（離婚や場合により別居）しない限り、1年の出訴期間が適用される。家庭が破綻している場面では、親子関係不存在確認請求が許されることになるので、その場面では、事実上、出訴期間の制約はなくなることになる。

### 3 判例の見解

子の懐胎時期に、夫の子を懐胎することが外観的に不可能であるときに限り、例外的に推定の排除を認める。そのような例外事情が存在しなければ、母の夫（子の戸籍上の父）が、子の出生を認識したときから出訴期間が起算される。例外的に、懐胎不能が明白であれば、親子関係不存在確認訴訟が許されるので、期間の制約はなくなる。例外事情を認めた最高裁判決としては、「長期別居中の懐胎」（最判昭44・5・29民集23・6・1064。結論同旨、最判平12・3・14判時1708・106、「出征中の懐胎」（最判平10・8・31家月51・4・75）などがある。もっとも妻の生んだ子であることを要する。

最近、注目すべき最高裁判決が登場している。これが最高裁の最終結論である。

最判平成26・7・17民集68-6-547（親子関係不存在確認請求事件）を取り上げておこう。同判決は、同日付けで判断された3件（第一審が旭川家裁、大阪家裁、高松家裁）とも、「婚姻中・同居中の懐胎」の事例である。したがって、判例のとり概観説による、1年の出訴期間経過後には、法律上の父子関係を切断することはできないと帰結されるパターンである。

〔事実関係〕 旭川ケースでは、上告人・Y男を被告として子Xから（子の母A女が代理）親子関係

不存在確認の訴えが提起された。上告人Y男とA女とは平成11（1999）年に婚姻した。A女とZ男とは平成20年ころから交際を始めたが、夫婦は同居中であり、認定事実によれば、「夫婦の実体が失われることはなかった」（「旭川ケース」では、懐胎時、父母子の三者が同居している）。

出産にさいして、A女は、「子がZ男との間の子であると思っていたことから、妊娠したことをY男には言わなかった……〔平成21年〕△月△日に〔A女は〕Y男に黙って病院に行き、同月△日にXを出産した」（出産後病院で）Y男がA女に、子の父親について尋ねた所、「2、3回しかあったことのない男の人」と説明するに留まっていた。Y男は、XをY男とA女との長女とする出生届けを提出し、自分の子として監護養育していた。その後、平成22年△月△日に、Xの親権者をA女と定めて協議離婚をした。A女と子Xは、その後、Z男とともに生活している。被上告人側（X側）が「私的に行ったDNA（親子）鑑定の結果によれば、Z男が子Xの生物学上の父である確率は99.999998%である」。

これについての原審（札幌高判平成24・3・29民集68・6・572）の判断を、最高裁判決に示されるそれに基づいて要約すれば、①推定が排除される場面は、妻が夫の子を懐胎する可能性がないことが外観上明白な場合に限定されると解するのは、「相当でない」、②「民法が……父子関係を争うことを厳格に制限使用とした趣旨は、家庭内の秘密や平穏を保護するとともに平穏な家庭で養育を受けるべき子の利益が不当に害されることを防止することにあると解されるから、このような趣旨が損なわれないような特段の事情が認められ、かつ、生物学上の親子関係の不存在が客観的に明らかな場合においては、嫡出推定が排除されるべきである」、③本件では、科学的に父子関係の不存在が証明されている。また、夫婦は離婚・別居し、子が親権者である母のもとで成育しているなどの事情が認められる。このような場合には、「嫡出推定が排除されると解するのが相当であり、本件訴えは、適法」である。

しかしながら、最高裁は、原判決を破棄した。その理由につき、下記のように言う。

①親子関係不存在確認の訴えの可否について「……〔原審認定の事実ある場合であっても〕子の身分関係の法的安定を保持する必要が当然なくなる



ものではないから、上記の事情が存在するからといって……嫡出の推定が及ばなくなるものといえず、親子関係不存在確認の訴えをもって当該父子関係の存否を争うことはできない」。②親子関係の齟齬について、「法律上の父子関係が生物学上の父子関係と一致しない場合が生ずる……が、〔民法772条〕及び774条から778条までの規定は、このような不一致が生ずることをも容認している。そして、③親子関係不存在の訴えが認められる余地について、次のように説明している。

「妻がその子を懐胎すべき時期に、すでに夫婦が事実上の離婚をして夫婦の実態が失われ、又は遠隔地に居住して、夫婦間に性的関係を持つ機会がなかったことが明らかであるなどの事情が存在する場合には、上記子は実質的には〔民法772条〕の推定を受けない嫡出子に当たると言うことができるから、同法774条以下の規定にかかわらず、親子関係不存在の訴えをもって夫と上記子との父子関係を争うことができる（とした最初の最判である最判昭和44・5・29）のほか、最判平成10・8・31民集平成10・8・31家月51-4-33、結論において、最判12・3・14前掲などを明示し、全ての小法定で認められた結論である旨を明らかにしている）本件では、上記のような事情も認められず、他に本件の訴えが適法であるとするべき事情も認められない。ゆえに、原判決を破棄し、前記のごとく判断した（補足意見と反対意見とがある）。

結局、最高裁判所は、別居中の懐胎以外の場面では、たとえば、母が子の真の父と婚姻している場合ですら、真実の父との父子関係を形成する途はない、と断定したことになる。

#### 4 その後の動き

前記平成27年7月17日の最高裁判所の判決は、前述した最高裁の見解を変更しない立場を明言し、立法による解決を促しています。下記の検討案は、それを受けたものです。否認権者と否認期間に限定して、示していきましょう。

##### (1) 子の否認権を認める

前記772条の場合においても、子は、自分が嫡出であることを否認することができる。通例は、母が子を代理して否認手続きを行うこととなります。

##### (2) 母の否認権

母の否認権を認める案と認めない案が検討されて

います。かつての東ドイツでは、男女平等の視点から、母の否認権を認めていましたが、今日では、諸外国でもあまり見られない制度です。

##### (3) 前夫の否認権

離婚前の夫について、現行法のもとでは、1年内に否認しなかった前夫は、否認権の行使はできませんが、認めるか否かも検討されているようです。

##### (4) 真の父の否認権

これを認めることは否定的です。その理由は、次の2点、挙げられています。認めると、濫用して否認の訴えが提起される恐れがある、新家庭の平穏を害し子の利益に反するおそれがある、からです。

より重要なのは、夫の否認権行使できる期間について、2つの案が検討されています。

- ① 否認期間について、現行の1年より長くして、3年ないし5年とする。
- ② 否認（原因があり）、否認できることを知った時から、1年間は否認できる。現行法に比べると、期間は1年ですが、期間の始期が変わります。外国法では、この考え方が主流です（ドイツは、制約が強い。詳細は割愛します）。

では、子自身の否認期間はどうか。下記2案が検討されています。

- ① 夫の場合に述べた①と同様にする。
- ② 子がたとえば成年に達した日から、3年ないし5年間は否認できる。

上記②の方が子の意思を尊重することになります。外国の法制では、否認原因の存在を知って、成年後1年というのが主流です。

##### (5) その他の重要問題

「親子鑑定の強制」については、まったく検討されていないようです。

##### (1) 現行法

当事者が親子鑑定を拒否すれば、親子鑑定を強制できません。

##### (2) 世界の主流

ドイツをはじめ、これを肯定する国が増加しています。フランスは強制を認めない代表的な国です。鑑定の命令は、裁判所（裁判官）が行うのが前提です。

# 事業承継について

浅野佳史税理士事務所 税理士・公認会計士 浅野 佳史

## 【第3回の構成について】

第3回は特例事業承継税制の詳細です。ボリュームが多く、単調ですので、内容を章立てにしました。読まれる際にご参照ください。

### I 特例事業承継計画提出前に検討する4つの事項

- ・対象会社 認定要件／要件の詳細
- ・先代経営者 認定要件／要件の詳細
- ・追随贈与者 認定要件
- ・後継者 認定要件／要件の詳細

### II 特例事業承継計画承認前（後）に承継贈与する際の留意点

### III 特例事業承継税制の手続

- ・贈与税
- ・相続税

## 【特例事業承継計画提出前に検討する4つの事項】

### I 対象会社

（認定要件）

- ① 中小企業に該当する（中小企業基本法を一部修正。\*1）
- ② 常時使用する従業員が1人以上いる（原則社会保険加入者。週30時間以上。\*2）

但し、特別関係会社（\*3）が外国会社に該当する場合には、常時使用する従業員が5人以上いる

- ③ 上場会社等に該当しない（国内・海外で上場していない会社。上場申請中も含む。）
- ④ 風俗営業会社に該当しない（性風俗関連特殊営業会社に該当しない）
- ⑤ 資産保有型会社に該当しない（特定資産割合70%未満\*4）
- ⑥ 資産運用型会社に該当しない（特定資産運用収入75%未満\*5）
- ⑦ 直前事業年度以降の各事業年度の総収入金額（営業外等を除く）がゼロ超
- ⑧ 後継者以外の者が拒否権付株式（黄金株）を保有していない
- ⑨ 特定特別関係会社等（\*6）が上場会社等、大会社、性風俗営業会社に該当しない（要件の詳細）

\*1 医療法人、社会福祉法人及び外国法人は該当しません。資本金又は従業員数で判定します。

業種目	資本金	又は	従業員数
製造業その他	3億円以下		300人以下
製造業のうちゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下		900人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
小売業	5,000万円以下		50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
サービス業のうちソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下		300人以下
サービス業のうち旅館業	5,000万円以下		200人以下

\*2 社会保険（厚生年金・健康保険等）に加入できない75歳以上の方については2か月超の雇用契約で常時従業員数に加える事が可能です。

\*3 特別関係会社とは認定会社の代表権者及びその者の特別の関係のある者（個人：親族・内縁者・使用人・それ以外の被扶養者及びこれらと

生計を一にする親族会社：代表権者及び特別の関係のある個人が有する株式で議決権の50%を超える会社 (①)・代表権者及び①の会社が有する株式で議決権の50%を超える会社 (②)・代表権者、①及び②の会社が有する株式で議決権の50%を超える会社 (③)

- \* 4 70%判定は会社の貸借対照表の総資産額と過去5年以内の後継者等へ配当等及び過大役員給与を支給した額の合計額を分母にし、分子は特定資産と過去5年以内の後継者等への配当等及び過大役員給与で計算します。なお、特定資産には、現預金、上場株式等、遊休不動産、ゴルフ会員権、絵画、貴金属及び後継者への貸付金が含まれます。なお、70%超でも事業実態（3年以上の事業継続・親族外従業員で常時使用従業員5人以上・会社事務所を保有ないし賃借）があれば対象会社になる事が可能です。
- \* 5 75%判定は分母が総収入（売上・営業外利益・特別利益の全て）となり、分子は特定資産（定義は\* 4記載と同様です）の運用収入で計算します。
- \* 6 特定特別関係会社の定義は特別関係会社の定義の内の代表権者の親族を代表権者と生計を一にする親族に置き換えたものです。

## II 先代経営者

（認定要件）

- ① 代表権を保有していた\* 1
- ② 先代経営者及びその特別の関係のある者の議決権数が50%を超える\* 2
- ③ 先代経営者及びその特別の関係のある者（後継者以外）の中で筆頭株主である\* 3

（要件の詳細）

- \* 1 特例承継計画に係る『特例代表者』であること
- \* 2 贈与の直前又は相続の直前まで、先代経営者と特別の関係のある者の議決権総数が50%を超えること。留意点として、過半数の判定において議決権の一部に制限がある株式も含めて行う。なお、贈与直前で先代経営者が代表者でない場合は代表権のあった時のいずれかにも50%を超

えていることが必要です。

- \* 3 贈与の直前又は相続の直前まで、先代経営者と特別の関係のある者（後継者を除く）の中で筆頭（議決権ベース）であること。なお、贈与直前で先代経営者が代表権者でない場合は代表権があった時のいずれかにも筆頭株主であったことが必要です。

## III 追随贈与者（特例事業承継税制のみ）

（認定要件）

- ① 特例適用者がいる（特例適用後申告済のケース又は特例適用後申告前のケース）
- ② 特例制度の適用に係る別の贈与者（又は被相続人）がいること
- ③ 追随贈与者が贈与時には代表者でないこと

## IV 後継者

（認定要件）

- ① 代表権を有している\* 1
- ② 後継者及びその特別の関係のある者の議決権数が50%を超える\* 2
- ③ 後継者及びその特別の関係のある者の中で筆頭株主である（後継者複数以外）\* 3
- ④ 贈与又は相続の提出期限まで対象株式を保有している\* 4
- ⑤ 贈与税又は相続税の事業承継税制（一般）の適用を受けていない\* 5
- ⑥ 役員である\* 6
- ⑦ その他\* 7

（要件の詳細）

- \* 1 特例承継計画に係る『特例後継者』であること。贈与時に代表権を有している。相続時は相続開始の翌日の日から5ヶ月を経過する日において代表権を有している。なお、後継者が複数の場合はその全員が代表権を有する必要あり
- \* 2 議決権数の50%超の判定時期は贈与直後、相続開始直後で行う。なお、過半数の判定において議決権の一部に制限がある株式も含めて行う
- \* 3 後継者よりも所有株式数の多い非同族株主がいても要件を満たす場合があります。後継者が複数の場合は、贈与時あるいは相続時において、各後継者の議決権総数が10%以上であり、その

特別の関係のある者の議決権数を下回らない  
(他の特例後継者を除く)

\* 4 贈与ないし相続した株式の全てを申告期限まで保有する

\* 5 みなし相続の一般措置も含まれる

\* 6 贈与時：贈与の日までの直近3年間、継続して役員である(会計参与・監査役も役員に含まれる。持分会社の場合は業務執行社員)

相続時：相続直前に役員である。但し、先代経営者等が60歳未満で死亡した場合はこの要件が除外される。

\* 7 都道府県知事に確認を受けた特例承継計画に係る『後継者』であること

贈与の日において後継者が20才以上(令和4年4月1日以降18歳以上)

【特例事業承継計画承認前(後)に承継贈与する際の留意点】

上記までの4つの要件を検討し、問題がなければ、特例承継計画を提出できます。この計画内容は別途説明させていただきます。相続時に特例承継を適用する場合は、即、提出です。贈与から適用する場合は、計画書の提出前に、承継贈与が必要です。その留意点を確認します。

(留意点)

① 対象株式は議決権に制限のない株式等である。  
(自己株・単元未満株式は対象外) \* 1

② 贈与時は贈与前までに先代経営者が代表権者を退任する \* 2

③ 贈与時に保有する自社株式を一定数以上一括して贈与する \* 3

④ 追随贈与者の贈与は原則1回

(留意点の詳細)

\* 1 定款で株主毎に取扱いを定めることが出来る  
属人的株式も対象外

\* 2 贈与時に代表権者を退任する必要はあるが、  
代表権のない取締役として残る事は可能

\* 3 (後継者が1名の場合)：贈与前の先代経営者  
保有株式数及び後継者保有株式数の合計が発行  
済議決権株式数の3分の2より小さい場合、先

代経営者はすべての株式数を贈与すること。贈与前の先代経営者保有株式数及び後継者保有株式数の合計が発行済議決権株式数の3分の2以上である場合、後継者の贈与後の議決権割合が3分の2以上になる株式数以上を贈与すること

(後継者が複数の場合)：贈与後の各後継者の完全議決権株式の所有割合が10%以上となること。贈与後において、各後継者の完全議決権株式の所有数が贈与者の所有株式数を上回ること

【特例事業承継税制の手続】

(贈与)

I 特例承継計画の策定

特例承継計画には対象会社、特例代表者、特例後継者、経営計画(後継者が取得するまで/後継者取得後5年間)及び認定経営革新等支援機関の所見等を記載する

II 確認申請

2018年4月1日~2023年3月31日までに都道府県知事に提出し、確認を受ける

III 贈与

承継贈与する際の留意点を参照下さい。(対象株式・代表者の退任・一括贈与)

IV 都道府県知事へ認定申請

贈与した年の10月15日~翌年1月15日までに認定申請を行う。贈与した日が10月15日までの場合は10月15日から申請が可能。10月16日以降12月31日まで贈与した場合は贈与した日から申請が可能。なお、都道府県知事より交付を受けた確認書を添付する。

V 税務署へ申告

申告書の提出期限(贈与年の翌年の3月15日)までに提出する。提出書類は①贈与税の申告書(特例事業承継税制適用を受ける旨を記載)②確認書③認定書及び④担保提供に関する書類(株券不発行会社でも可) \*

\*担保額は納税猶予税額+猶予期間中の(後継者の平均余命年数)以上である。但し、対象株式の全部を担保提供する場合は煩雑な計算は必要ない。他の担保としては不動産、国債、税務署長が認める有価証券等がある。

VIII 申告期限後5年間

特例承継期間（申告期限の翌日から原則５年間）中は、都道府県知事に年次報告書を提出し、税務署長に継続届出書を提出する。

年次報告書は翌年から毎年６月15日までに提出し、継続届出書は翌年から毎年８月15日までに提出する。

#### IX ５年経過後実績報告

特例承継期間末日において、雇用の５年平均が８割を下回った場合は認定申請機関が意見を記載した特例承継計画に関する報告書を提出する。この場合、交付された確認書を継続届出書に添付する必要がある。

#### X ６年目以降

税務署長へ継続届出書を３年毎に提出する。最初の継続届出書は特例承継期間末日の翌日から３年を経過した日である。提出期限は６月15日までである。

（相続）

##### I 特例承継計画の策定

贈与の場合と同様です。相続の場合も事前作成が原則ですが、2023年３月31日までに死亡した場合は相続後の作成が可能です

##### II 確認申請

贈与の場合と同様です。相続後申請はIと同様です

##### III 相続

各認定要件を満たしているか、特に先代経営者が60歳以上の場合は相続前に後継者が役員であることが必要です。

##### IV 都道府県知事へ認定申請

相続開始の日から５ヶ月を経過する日から８ヶ月を経過する日までに認定申請を行う。

なお、都道府県知事より交付を受けた確認書を添付する。

##### V 税務署へ申告

申告書の提出期限までに提出する。提出書類は①相続税の申告書（特例事業承継税制適用を受ける旨を記載）②確認書③認定書及び④担保提供に関する書類（株券不発行会社でも可）\*

\*担保額の計算等は贈与の場合と同様です。

##### VIII 申告期限後５年間

特例承継期間（申告期限の翌日から原則５年間）

中は、都道府県知事に年次報告書を提出し、税務署長に継続届出書を提出する。

年次報告書は申告期限日から１年経過した日を基準日に毎年提出する。その提出期限は基準日の翌日から３ヶ月を経過する日までである。継続届出書は申告期限日から１年経過した日を基準日に毎年提出する。その提出日期限は基準日の翌日から５ヶ月を経過する日までである。

#### IX ５年経過後実績報告

特例承継期間末日において、雇用の５年平均が８割を下回った場合は認定申請機関が意見を記載した特例承継計画に関する報告書を提出する。この場合、交付された確認書を継続届出書に添付する必要がある。

#### X ６年目以降

税務署長へ継続届出書を３年毎に提出する。最初の継続届出書は特例承継期間末日の翌日から３年を経過した日である。提出期限は、その日から３ヶ月を経過する日までである。

# お知らせコーナー

## 研修会動画一覧

ライブラリ研修：会館にて視聴していただきます。次頁のライブラリ研修申込書によりお申込みください。

オンデマンド研修：愛知会ホームページの【会員ページ】 - 【ライブラリ】 - 【研修会ライブラリ】にて各自で視聴してください。

(令和3年1月25日現在)

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブラリ 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
1	総務部	525	H28. 2.23	行政書士制度65周年記念講演	○	○
2	企画情報部	534	H29. 8.28 H29. 9. 4	法定相続情報証明制度研修会 第2部 戸籍の見方・相続関係図の書き方	○	○
3		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○	○
4		539	H30. 2.22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○
5		546	H30.12. 6	被災者支援に関する研修会	○	○
6		576	R 2.11.16	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会 （1回目）	○	○
7		建設環境部	530	H28. 8.31	愛知県の平成28年度廃棄物行政について 第1部 産業廃棄物関係の許認可手続き等について 第2部 産業廃棄物の監視業務について	○
8	531		H28. 9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	○	×
9	555		R 1. 9.26	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○
10	572		R 2. 8.28	建設環境部業務研修会 （愛知県の令和2年度廃棄物行政について）	○	×
11	573		R 2. 9.23	コロナ禍における建設業許可申請・届出について	○	○
12	579		R 3. 1.21	建設業許可申請と経営事項審査についての研修会	○	○
13	運輸交通部	551	H29. 1.23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）研修会	○	○
14	国際・私法部	420	H24. 2.25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	○
15		467	H25. 2.13	国際業務初心者向け研修会 （初心者のための在留資格認定証明書交付申請）	○	○
16		480	H25.10.31	国際業務初心者向け研修会（初心者向け実務のポイント）	○	○
17		486	H26. 2.21	国際業務部門 帰化・相続手続きにおける韓国籍等収集方法と見方	○	○
18		488	H26. 3.17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	○
19		504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	○
20		509	H26.12.25	はじめての国際法1	○	○
21		510	H27. 2.18	はじめての国際法2	○	○
22		517	H27.11.24	出入国管理行政と日本型移民国家構想	○	○
23		521	H28. 1.28	初心者向け研修会（在留資格認定申請書の書き方）	○	○
24		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	○
25	528	H28. 4.25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	○	
26	536	H29.11.16	国際業務部門研修会 ①国家戦略特区（外国人創業活動促進事業）について ②在留資格「経営・管理」のポイント	○	○	

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブ러리 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】	
27	国際・私法部	539	H30. 2.22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○	○	
28		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（法人経営部と合同）	○	○	
29		542	H30. 3.19	国際業務初心者向け研修会 （永住許可申請について、パスポートの見方）	○	○	
30		547	H31. 2.21	国際業務研修会（フィリピン人の再婚と重婚問題）	○	○	
31		549	H31. 3. 8	在留資格「特定技能」に関する研修会	○	○	
32		554	R 1. 9. 9	債権各論 契約に関する研修会	○	○	
33		558	R 1.11.18	国際私法に関する研修会	○	○	
34		563	R 2. 1.22	国際・私法部業務研修会	○	○	
35		562	R 2. 2.28	特定技能に関する研修会	○	○	
36		571	R 2. 8.24	戸籍の見方に関する研修会	○	○	
37		578	R 2.12. 3	初心者中級者向け入管国際業務研修会資料	○	○	
38		土地利用部	516	H27. 9.24	尾張建設事務所建築課管内における市街化調整区域内の都市計画法第34条第1号「公益上必要な建築物及び日常生活のための必要な店舗等」、愛知県開発審査会基準第1号「農家の二・三男が分家する場合の住宅等」の運用を中心とする開発実務について	○	○
39	523		H28. 1.27	行政書士の土地利用業務について	○	○	
40	527		H28. 3.24	開発許可（都市計画法）と農地転用の話	○	○	
41	532		H28. 9.26	行政書士の土地利用業務の基礎知識	○	○	
42	533		H29. 8.25	行政書士の土地利用業務の基礎知識 ～行政書士ができる空き家対策～	○	○	
43	538		H30. 1.31	愛知県開発審査会基準第1号、第7号の運用及び申請について	○	○	
44	544		H30. 9.14	土地利用業務の基礎知識	○	○	
45	545		H30.11.30	雨水浸透阻害行為許可に関する研修会	○	○	
46	548		H31. 3. 4	都市計画法に関する研修会	○	○	
47	550		H31. 3.18	農地法許可に関する初心者向け業務研修会	○	○	
48	552		R 1. 8.26	初心者向け土地利用業務研修会	○	○	
49	559		R 1.11.22	都市計画法概要と愛知県開発審査会基準（主に第16号）について	○	○	
50	565		R 2. 2.19	農地法許可の審査基準についての研修会	○	○	
51	570		R 2. 7.13	不動産に関わる業務手続きについての研修会	○	○	
52	575		R 2.10.26	都市計画法 [第34条1号許可] についての研修会	○	○	
53	法人経営部		425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	○	○
54			445	H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○	○
55		511	H27. 2.12	医療法人の設立について	○	×	
56		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○	
57		541	H30. 3.16	オーファンワークスについての研修会 ～著作権業務の可能性～	○	○	
58		564	R 2. 2.10	HACCP研修会	○	×	

ライブラリ研修申込書				
愛知県行政書士会会長 殿			令和 年 月 日	
申 込 者	氏 名			
	支 部	支 部	事務所TEL・FAX	
	会員番号			TEL (     )     —
	メールアドレス			FAX (     )     —
下記のとおり、研修会視聴を申込みます。				
視聴希望日時	番号	研修開催日	内 容	備考
(例) 令和〇年〇月〇日▽時	531	平成28. 9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について (入門編)	

誓約事項

1. お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館会議室
視聴時間	10時から17時まで (受付時間10時～12時、13時～15時)
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の7日前までにFAX (052-932-3647) にて申込みください。 (視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります)
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	1. 視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。 2. 視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。 3. 館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。 4. 視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡いたします。

※愛知会ホームページ<http://www.aichi-gyosei.or.jp/>の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド可能な研修会もごございますのでご利用ください。

会 受 領 印 欄	
-----------------------	--



# 業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

## 初心者向け建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談会

### 【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について  
 開催日 毎月第4木曜日  
 時 間 午後1時30分

### 【産廃（収運）業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について  
 開催日 毎月第4木曜日  
 時 間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

## 運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録（車庫証明含む）について  
 開催日 毎月第1水曜日  
 時 間 午後1時30分

運輸交通部

※初心者対象

## 初心者向け業務相談会

内 容 国際業務・私法業務について  
 開催日 毎月第2水曜日  
 時 間 午後2時30分から一人50分程度

国際・私法部

※初心者対象

## 初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について  
 開催日 毎月第2水曜日  
 時 間 午後1時30分から4時まで

土地利用部

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

## 初心者向け書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）に限定  
 開催日 毎月第1水曜日  
 時 間 午後2時から4時まで

法人経営部

※初心者対象

令和3年3月1日

会 員 各 位

建設環境部  
運輸交通部  
国際・私法部  
土地利用部  
法人経営部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

### 業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- ・ 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会
- ・ 国際・私法部 初心者向け業務相談会
- ・ 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- ・ 法人経営部 初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請・株式会社設立(法人登記以外)に限定】

支 部		会 員 番 号	
氏 名			
開 催 日	月 日 ( )	電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的に お書き ください。)			

愛知県行政書士会 F A X 052-932-3647

# 会員訪問記



新城支部：佐々木 一也会員

会報委員 佐野 潤



今回は愛知県行政書士会の新城支部、北設楽郡東栄町で令和2年5月に開業された佐々木一也会員の事務所を訪問し、話を伺いました。

聞き手：昨年の開業ということで、以前のお仕事について教えてください。

佐々木：消防署に18年間勤務しておりました。就職した当時（1999年）は広域消防（市町村を超えた消防活動）が始まった年でした。それに伴い採用も多く、地域で働くことのできる職種として応募したことが始まりでした。当時の仕事の中心は、各種申請書の審査、危険物や消防設備の取扱いや設置に関する指導に始まり、立ち入り検査や講習会の実施、そして一般市民に対して、防災意識の向上を目指して啓蒙活動を行っておりました。

聞き手：なぜ18年間働いた消防署をやめたのですか？

佐々木：公務員をしながら痛切に感じたのは、目の前の人に対して特別扱いできないことでした。事業者の方や、地域活動をされる方まで、様々な方が消防署にいらっしゃいます。消防に関することは、人命にかかわることであり、様々な規制がある中、手続きの複雑さに困惑される方も多くいます。その方に懇切丁寧に、そして消防の大切さを話しながら、その防災の後にある経済活動や地域活動を行ってほしいと思っていました。しかし、公務員としては「その方」だけに、多くの時間を

割くことができず、消防・防災を仕事とする社会的役割を感じつつも、どこかぼんやりとした何かを、30歳になった頃から感じておりました。

そこで30代後半に差し掛かった頃、一度切りの人生なのだから、自分のやりたいことをやろうと消防署をやめました。

聞き手：自分のやりたいこととはなんですか？

佐々木：一つは自転車での日本一周です。自分の住んでいる日本を体で感じたく、自転車を選びました。多くの方と出会い、1年かけて日本を一周してきました。当時のことはブログにもまとめてありますので、ご興味ある方はHPにもありますので、ご覧ください。そして、私の弟が、自動車钣金塗装業を開業しましたので、その事業のサポートの傍ら、行政書士試験の勉強をし、この度合格して開業することになりました。

聞き手：これからの仕事について教えてください。

佐々木：私のやりたかったこととは、「消防・防災」だと思います。これは、公務員であったころと変わることはありません。消防・防災で悩む方をサポートできるのは、行政書士ならではだと思えます。地域に根差した法律専門家として、そして消防・防災の専門家として今後事業展開をしていきます。

# 支部だより

名古屋  
支部

## 建設環境業務部会 研修会

会報委員 金丸 洋

日 時 令和2年12月22日(火)  
午後4時～6時  
場 所 オンライン  
テーマ 『財務諸表作成実習 決算書から建設業財務諸表を作成する』  
講 師 ワイズ公共データシステム株式会社  
取締役 荻原 隆仁氏

愛知県行政書士会名古屋支部の研修会は、財務諸表作成実習をテーマに、ライブ配信にて開催されました。

前半は「経審の流れ・建設業財務諸表作成の留意点・経営状況評点等に関して」詳しく講義していただきました。後半はより実践的に例題をもとに「建設業財務諸表作成の実習」に取り組みました。

財務諸表作成上の留意点としては、端数処理の方法、金額の一致確認、消費税の会計処理について、「仮払消費税等」と「仮受消費税等」の処理について等の留意点について解説いただきました。

大変わかりやすいレジュメ、講義内容でした。建設業許可を専門にされている方だけでなく、これから建設業許可を取り扱いたいと考えている方、新人会員の方にも役立つ、大変充実した研修会であったと感じます。今後の業務にしっかりと活かしていきたいですね。

一宮  
支部

## 行政書士PR動画 撮影制作

会報委員 奥 智子

日 時 令和2年12月25日(金)  
午前10時～午後6時



行政書士法施行70周年を迎え、地域へ更なる認知向上と我々行政書士の利用事例を紹介し、親しみのある法務者としての認識を得るため、一宮支部独自の周年記念事業実行委員会を発足し、その活動の一環として動画制作を行いました。

昨今のコロナ禍の影響により、様々な支部活動やイベントなどの中止を余儀なくされてきました。

こうした状況の中でも、行政書士の必要性などを発信する方法として支部ホームページやSNSを活用し、広く発信してはとを考え、その発信媒体として動画を制作することになりました。

制作にあたり、本事業テーマである『地域とのつながり』を図るため、稲沢市内にある名古屋文理大学との連携調整を行い、情報メディア学部情報メディア学科の学生のみなさんと打合せを重ね、制作に取り組んできました。

制作を通じ、学生のみなさんとの関わりの中で、若い世代への認知浸透を図ることもでき、とても良い機会になったと実感しております。

今回ご協力いただいた名古屋文理大学、そして情報メディア学部情報メディア学科の学生のみなさんに改めて感謝を申し上げたいと思います。

知多  
支部第一回土地利用部  
会研修会

知多支部 河原 宏

日 時 令和2年11月7日(土)  
午後2時30分～4時30分  
場 所 アイプラザ半田第一会議室  
講 師 森 義雄会員 (知多支部)  
テーマ 『市街化調整区域内での分家住宅』  
出席者 16人



知多支部第一回土地利用部会主催の研修会が11月7日に開催されました。

今回は、知多支部の森義雄会員に講師をお願いし「市街化調整区域内での分家住宅」をテーマに研修を行いました。コロナウイルス感染拡大もあり、マスクの着用、手指消毒などの感染予防を行った上、窓を開けたままでの研修会となりました。

まず「市街化調整区域内農地の分家住宅建築の許可の依頼」があった場合に、建てられるか否かを調査すべき各種の法規制についてから始めていただきました。

続いて、具体的な許可要件の「土地の要件」とは何か「人の要件」とはについて、そしてどの土地が「開発許可」になるか「建築許可」か、についての講義をしていただきました。

最後に、実務的な質問も含め質疑応答が行われ、終了しました。

本研修により、これまで着手しにくかった「市街化調整区域内での分家住宅」についての全体像が把握することができました。今後、相談や業務に生かせることができる貴重な研修会となりました。

どうもありがとうございました。

岡崎  
支部

## 臨時総会

会報委員 伊東 毅

日 時 令和2年11月22日(日)  
午前10時30分～11時  
場 所 岡崎市竜美丘会館 5階ホール  
出席者 19名



去る11月22日(日)、金岩正雄会員の司会により、三浦知美会員が開会を宣言し、岡崎支部の臨時総会が始まりました。冒頭に米村篤史支部長代行から挨拶がありました。

議長に選任された増田尚也副支部長により、議事録署名人に片桐政勝副支部長及び杉浦達也監事が選任され次期支部長選任の議事に入りました。

鍋田建治選挙管理委員長より今回の選挙の経過報告がなされた後、立候補者は米村篤史候補者1名であり、信任投票を行う旨が報告されました。

米村候補者からは、①情報と配布物の確実なお届け、②本会の講師や外部講師を招いた支部研修会の充実、③活気のある支部組織への改革、④市民向け相談会や市民への行政書士制度のPRについての積極的な取り組み、などの抱負が述べられました。

無記名による投票の結果、満場一致で米村候補者が次期支部長に当選しました。

鍋田選挙管理委員長より、当選証書が授与されると、米村篤史次期支部長より、支部役員組織の設計や来年度の事業計画・予算などを検討し、しっかりと会員の皆様のご希望、ご期待に沿えるよう頑張っていきたいとの挨拶がありました。

議長はすべての審議が終了したことを宣言し議事を閉じました。三浦知美会員により閉会が宣言されて臨時総会は終了しました。

中央  
支部

## 令和2年度第1回法人 経營業務部会研修会

会報委員 梅村 晃士

日時 令和2年11月30日(月)  
午後2時～3時  
場所 ライブ配信  
講師 日本労働安全衛生コンサルタント会  
愛知支部  
鈴木 史香氏(労働衛生コンサルタント)  
テーマ 『改正健康増進法施行に伴う受動喫煙防止  
対策について』  
出席者 12名



中央支部の令和2年度第1回法人経營業務部会研修会は、日本労働安全衛生コンサルタント会愛知支部の鈴木史香氏に講師をお引き受けいただき、「改正健康増進法施行に伴う受動喫煙防止対策」についてライブ配信にて講義をしていただきました。

まずはじめに受動喫煙環境下での健康被害に関する研究結果事例等をいくつかあげていただきながら、多数の者が利用する施設等での望まない受動喫煙をなくすことなど健康増進法改正の趣旨をご説明いただきました。そして職場における労働者の安全と健康保護を目的として、屋内での労働者の受動喫煙を防止するための措置をとるよう事業者努力義務を課した労働安全衛生法と関連して策定された「職場における受動喫煙防止対策のためのガイドライン」について説明いただきました。

また受動喫煙防止の規定として定義や施設区分、措置の内容などをレジメに沿って丁寧に整理していただき、とてもわかり易くご教示いただきました。

今回の講義を通して受動喫煙に対する情報を再確認していただき、それぞれのお客様に対して情報提供等、日々の業務にお役立ていただければ幸いです。

岡崎  
支部

## 研修会

会報委員 伊東 毅

日時 令和2年12月4日(金)  
午後2時～4時  
場所 本会会議室よりオンライン配信  
テーマ 『建設業法の改正点 許可申請の変更点について』  
講師 早川 忠会員(建設環境部部長)  
出席者 15名



今回の支部研修会は、建設環境部部長である早川忠会員をお招きしWeb会議サービス「Zoom」を使用したオンライン形式で実施しました。

講義の内容は、主に令和2年10月1日に施行された建設業法の施行令と施行規則についての解説でした。

特に施行規則第7条の経營業務管理責任者の要件緩和については、今回の改正の重要ポイントであるため、たっぷり時間を割いていただきました。

改正された条文の文言について、建設業許可事務ガイドラインを使って丁寧に具体例を挙げて説明していただきましたので、どのような状態であれば、またどのような書類を用意すれば、経營業務管理者責任者として認められるのかを簡単にイメージすることができました。

さらに、建設業者の地位承継における注意点や、解体工事をする場合にどのような許可区分が必要なのかについても解説していただきました。

聴講していた会員からは「とてもわかりやすいお話でした。」などの声が数多く寄せられ、たいへん有意義な研修会となりました。

中央  
支部

## 令和2年度第1回土地利用業務部会研修会

会報委員 梅村 晃士

日時 令和3年1月7日(木)  
午後2時～4時  
場所 ライブ配信  
講師 本多 証一会員（名古屋支部）  
テーマ 『生産緑地の今後の動向・問題点』  
出席者 22名（申込者）



中央支部の令和2年度第1回土地利用業務部会研修会は、名古屋支部の本多証一会員に、日々お忙しいなか講師をお引き受けいただき、「生産緑地の今後の動向・問題点」をテーマにライブ配信にて講義をしていただきました。

まずはじめにそもそも生産緑地とは何かの説明とこの制度の指定年月日、制度のメリット・デメリット等についてわかり易くご教示いただきました。そして生産緑地指定から30年経過すると指定自体は続くものの税制優遇は縮小されるため、その後の対応策として創設された特定生産緑地制度の概要についての説明や指定をはずすために必要な買取申出の手続きについてのご説明をしていただきました。

講義を通して、初心者でもわかり易いように具体的な経験談をたくさん盛り込んでくださったり、依頼者側からよく出る質問とその回答ポイントなどをお話くださったり、中央支部に寄り添ったエピソードを交えてくださったりと土地利用業務に精通した本多会員ならではの配慮あるとても有意義な講義だったと思います。

名古屋市では1992年（平成4年）に生産緑地の指定を受けて2022年に30年を迎えるところも多いとのことで、今回の講義をきっかけにしてこの分野での業務にお役立ていただければ幸いです。

### ちょっとひと息 「品種登録」～電子出願／電子納付編～

- Q** 出願料不要機関との共同出願を予定しています。出願料や登録料は持ち分に応じて自分で計算して納付するのですか。
- A** 出願システムにおいて自動計算して画面に料金を表示しますので、金額を確認したら納付申請をしてください。受付後、画面に表示された納入番号等で当金額をペイジーで納付していただきます。
- Q** 電子納付では願書や納付書の受理日とペイジーでの納付日にはタイムラグがあると思いますが、納付期限などはどうなりますか。
- A** 受理日（出願や納付を完了した日）に発行されたペイジーの納付番号の有効期限については、出願料は15日以内、初年度の登録料は登録日から30日以内、2年目以降の登録料は登録日までとなります。それまでにペイジーで支払いを済ませてください。（登録日が土日祝の場合は次の平日。）

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

名古屋  
支部

## オンライン新春交流会 (第1回・第2回)

会報委員 金丸 洋

日時 令和3年1月13日(水)  
午前11時～午後0時30分 (第1回)  
日時 令和3年1月16日(土)  
午後6時～7時30分 (第2回)  
場所 Web会議システムのZoomを使ったオンライン  
参加者数 8名

名古屋支部では新年賀詞交換会の代わりにZoom新春交流会を開催しました。

新しい試みで少人数での開催でしたが、参加者からは好評でした。1時間30分の時間もあっという間に感じ、コロナの時期だからこそ新たな可能性を感じました。

オンラインでの開催という初めての試みでしたので戸惑いも聞かれた一方で、新しい時代の行政書士としての在り方を見つめなおす良い機会となったという声も聞かれました。行政書士は組織に縛られず、独立して仕事をすることができる一方、気軽に相談できる人が出来にくい点があります。交流会ではこうした普段なかなか聞きにくい営業の仕方、事務所の運営方法などのほか、私生活に関することなどもざっくばらんに話すことができました。お酒が入らなくても、とても暖かくて楽しい交流会になりました。

今後もこうした交流会をはじめ、様々な企画を開催することが最後に宣言され、お開きになりました。このような貴重な機会は、なかなかないと思うので益々の会員の参加を期待しております。

豊田  
支部

## 研修会

会報委員 工藤 真由美

日時 令和3年1月20日(水)  
午後2時30分～4時45分  
場所 豊田商工会議所 会議室206  
テーマ 『行政書士が行う内容証明文書作成に関する業務の留意点と実際(便利な電子内容証明サービスに関する解説付き)』  
講師 井藤 真生会員(豊田支部)



令和3年に入り、初めての研修会が行われました。昨年は新型コロナ感染拡大防止のためあまり開催できなかったのも、久しぶりの研修会でした。

研修内容は、内容証明作成の実務について行われ、「内容証明とは」からご説明いただき、郵便窓口での出し方・電子内容証明の操作手順、事例、文書作成の留意点などを勉強することができました。

口頭でのやり取りでは、言った言わないが発生してくるところを法的な手続きとして内容証明を活用することにより、次のステージに発展する効力が期待できるので、重要な役割があることを学びました。

お客様の意思、日時、場所、金額等具体的な内容の聴き取りをして作成しなければならないので、行政書士の仕事をしている立場上、日々、文章能力の訓練が必要だと思いました。

質疑応答では、たくさんのご意見があり、具体的にご回答していただけて、今回の研修も有意義な時間となりました。



# 事務局だより

## ■令和2年12月

1日(火)	ADR手続説明会開催 ADR第1回手続実施期日開催 自動車販売店協会との懇話会開催 小柳津副会長、川津理事、蓬田委員長 名古屋入管訪問 前田会長、長瀬副会長、米村常務理事 名城大学伊川法学部部長、大学事務局職員会館対応
2日(水)	前田会長 日行連常任理事会出席 建設環境部業務研修会開催 水野理事 東京法律専門学校名古屋校法教育講師派遣
3日(木)	前田会長 日行連常任理事会出席 西川相談役 日行連中央研修所運営会議 70周年実行委員会開催 市川副会長、竹田政連会長 政党代表訪問 国際・私法部初級者・中級者向け入管・国際業務研修会開催 国際・私法部会開催 苦情関係三委員会開催 試験第4回正副サブ責任者会議開催
4日(金)	西川副会長 日行連申取委員会出席 西堀副会長、渡邊常務理事 県法務文書課訪問 西堀副会長、黒澤常務理事 法人経営部カレンダー配付 西堀副会長、黒澤常務理事 暴排カレンダー配付 子安副会長、平松理事 ADR PR活動
5日(土)	名城大学院科目履修 民法Ⅱ開催
7日(月)	前田会長、早川・須崎・田澤常務理事 中地協第2回担当者会議出席 申取管理委員会による聴聞開催 ライブラリ研修開催
8日(火)	正副会長会開催 本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所暮らしの行政・法律相談開催 会報1月号校正会議開催 岩井常務理事 新規登録申請現地調査 総務部打合せ開催

9日(水)	新規登録受付 国際・私法部業務相談会開催 土地利用業務相談会開催 矢澤常務理事 土地利用部カレンダー配付 八十川理事 封印払出書確認 小椋理事 封印払出支局報告確認 ライブラリ研修開催
10日(木)	部長会開催 総務部打合せ10:00(2A) 前田会長 鬼頭社労士来館対応 新規登録受付 小柳津副会長、伊藤常務理事 中管区行政評価局来館対応 小柳津副会長、田澤常務理事、川津理事 国際・私法部カレンダー配付 矢澤常務理事 土地利用部カレンダー配付
11日(金)	小柳津副会長、伊藤常務理事 熱田公証役場訪問 自由業団体当番会開催
14日(月)	自動車税(種別割・環境性能割)についての研修会開催 子安副会長、須崎常務理事、岩崎理事 運輸交通部カレンダー配付
15日(火)	ADR手続説明会開催 ADR手続実施者候補者養成講座開催 矢澤常務理事 土地利用部カレンダー配付
16日(水)	建設環境部会開催 建設業許可申請等受付補助業務要員全体会議開催 経営事項審査補助業務要員必須連絡会開催
17日(木)	法務部会開催 小柳津副会長、伊藤常務理事 広報部カレンダー配付 小柳津副会長、田澤常務理事、平松理事 国際・私法部カレンダー配付 第1回役員推薦正副委員長会議事前打合せ開催
18日(金)	登録証交付式 職務上請求書ビデオ研修開催 広報部会開催 小柳津副会長、伊藤常務理事、吉川理事 山王スペース&レンタルと打合せ 西堀副会長 県民会議訪問

■令和2年12月

19日(土)	名城大学院科目履修 民事手続法Ⅰ開催
21日(月)	不当要求防止責任者講習会開催 子安副会長、須崎常務理事、岩崎理事 県警訪問
22日(火)	部長会開催 黒澤常務理事 県民会議訪問 市川副会長 職務上請求書窓口指導 市川・子安副会長、岩井・柴田常務理事、安藤事務局次長 Aichi Sky Expo来館対応
23日(水)	70周年実行委員会開催 建設環境部業務相談会開催 子安副会長、平松理事 ADR PR活動 支部長会開催 申請取次行政書士管理委員会開催 市川副会長、森事務局長 県法務文書課訪問 黒澤常務理事 法人経営部カレンダー配付
24日(木)	前田会長 日行連常任理事会出席 小椋理事 封印払出書確認
25日(金)	伊藤常務理事、後藤職員 自由業団体「生活お困りごと無料相談会」申請手続対応 ライブ러리研修開催
26日(土)	名城大学院科目履修 民事手続法Ⅰ開催
28日(月)	事務局仕事納め

■令和3年1月

5日(火)	事務局仕事始め 正副会長会開催 ADR手続説明会開催 総務部打合せ開催 市川副会長、岩井常務理事 70周年記念総合文化展投票
6日(水)	新規登録受付
8日(金)	小椋理事 運輸支局宛封印取付報告書確認
9日(土)	名城大学院科目履修 民法Ⅱ開催 小柳津副会長 中国春節祭劇場版出席
12日(火)	行政書士制度70周年記念式典開催 総務部打合せ開催 総務省名古屋総合行政相談所暮らしの行政・法律相談開催
13日(水)	前田会長 日行連常任理事会出席 企画情報部会開催 特定行政書士ブラッシュアップ研修開催

14日(木)	前田会長 日行連常任理事会出席 西川相談役 日行連中央研修所運営会議出席 経理部会開催 土地利用部会開催
15日(金)	封印管理委員会開催 前田会長、片桐理事、竹田政連会長 役員推薦委員選出報告書開封
18日(月)	部長会開催 理事会開催 幹事会開催 第1回役員推薦正副委員長会議開催
19日(火)	本会常設無料相談会開催 ADR手続説明会開催 ADR打合せ開催
20日(水)	登録証交付式 職務上請求書ビデオ研修開催 川津理事、蓬田委員長 名古屋入管訪問
21日(木)	建設業許可申請と経営事項審査についての研修会開催 法務部会開催
25日(月)	増田委員 権利擁護支援協議会出席 総務部会開催
26日(火)	部長会開催 法人経営部会開催 申請取次行政書士管理委員会開催
27日(水)	SDGS時代における行政書士の役割と可能性についての研修会〔第2回〕開催 会報3月号編集会議開催
28日(木)	西川相談役、小柳津副会長 日行連 国交省との意見交換会出席 広報部会開催 建設環境部会開催
29日(金)	西川相談役 日行連申取管理委員会出席 岩井常務理事 総務部打合せ 市川副会長、早川常務理事、安藤事務局次長 行政書士試験会場下見
31日(日)	前田会長、小柳津副会長、伊藤常務理事、吉川理事 自由業団体「生活お困りごと無料相談会」中止対応

# 会 | 員 | の | 動 | 向

令和3年1月25日現在

個人会員数 3,119人  
法人会員数 54法人

## 新規登録入会者の紹介



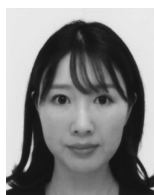
登録番号 第20192506号  
会員番号 第6374号  
入会年月日 令和2年12月1日  
氏名 漆原 由佳

事務所 行政書士法人中村事務所 豊橋オフィス  
豊橋市広小路三丁目25番地 ヒノデビル1階  
電話番号 0532-39-9280 所属支部 東三



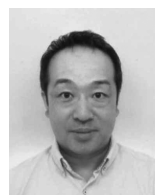
登録番号 第20192510号  
会員番号 第6378号  
入会年月日 令和2年12月1日  
氏名 中野 渉

事務所 ひだまり行政書士事務所  
半田市亀崎高根町2丁目155番地  
電話番号 0569-29-2592 所属支部 知多



登録番号 第20192507号  
会員番号 第6375号  
入会年月日 令和2年12月1日  
氏名 鈴木 紗侑里

事務所 行政書士法人中村事務所 岡崎オフィス  
岡崎市本町通一丁目12番地 サンアベニュービル1.5階  
電話番号 0564-73-3939 所属支部 岡崎



登録番号 第20192511号  
会員番号 第6379号  
入会年月日 令和2年12月1日  
氏名 外村 征幸

事務所 行政書士きらりぼし法務事務所  
大府市中央町6丁目128番地 503  
電話番号 090-3157-8688 所属支部 知多



登録番号 第20192508号  
会員番号 第6376号  
入会年月日 令和2年12月1日  
氏名 樹山 幸司

事務所 きやま行政書士事務所  
春日井市味美白山町二丁目9番地26 (バルニシキS棟2A号室)  
電話番号 0568-37-3235 所属支部 尾張



登録番号 第20192512号  
会員番号 第6380号  
入会年月日 令和2年12月1日  
氏名 伊藤 幹基

事務所 伊藤幹基行政書士事務所  
弥富市前ヶ須町野方715番地  
電話番号 0567-67-0893 所属支部 海部



登録番号 第20192509号  
会員番号 第6377号  
入会年月日 令和2年12月1日  
氏名 野田 真美

事務所 行政書士野田事務所  
名古屋市東区東外堀町65番地  
電話番号 052-962-3066 所属支部 中央



登録番号 第20192513号  
会員番号 第6381号  
入会年月日 令和2年12月1日  
氏名 福島 克

事務所 福島克行政書士事務所  
豊田市折平町石ノ堂530番地43  
電話番号 0565-98-1599 所属支部 豊田

## 会員の動向



登録番号 第20192514号  
会員番号 第6382号  
入会年月日 令和2年12月1日  
氏名 山田 浩行

事務所 行政書士山田浩行事務所  
名古屋市北区志賀町3丁目43番地の2  
電話番号 052-991-2334 所属支部 西北



登録番号 第21190048号  
会員番号 第6388号  
入会年月日 令和3年1月1日  
氏名 佐橋 愛子

事務所 Ai行政書士事務所  
名古屋市瑞穂区下山町1丁目21番地の66  
電話番号 050-3746-6762 所属支部 名南



登録番号 第20192515号  
会員番号 第6383号  
入会年月日 令和2年12月1日  
氏名 今井 博幸

事務所 行政書士今井博幸事務所  
長久手市岩作中脇5番地1 長久手パーク・マンション式番館501号  
電話番号 0561-61-3518 所属支部 東名



登録番号 第21190049号  
会員番号 第6389号  
入会年月日 令和3年1月1日  
氏名 川端 ゆかり

事務所 行政書士法人倉敷昭久事務所 名古屋オフィス  
名古屋市中区錦2丁目19番21号 広小路TNビル7F  
電話番号 052-211-7805 所属支部 中央



登録番号 第20192516号  
会員番号 第6384号  
入会年月日 令和2年12月1日  
氏名 鹿野 由美子

事務所 よつば行政書士事務所  
大府市東新町三丁目1番地の1 コープ野村C棟103号  
電話番号 090-5003-3803 所属支部 知多



登録番号 第21190050号  
会員番号 第6390号  
入会年月日 令和3年1月1日  
氏名 伊藤 衣世

事務所 行政書士K.I.事務所  
名古屋市東区徳川一丁目10番20号 (白壁ハイツ601号)  
電話番号 052-908-7995 所属支部 中央



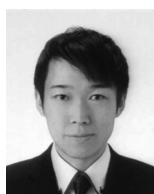
登録番号 第20192517号  
会員番号 第6385号  
入会年月日 令和2年12月1日  
氏名 小関 正晃

事務所 行政書士小関正晃事務所  
江南市小折本町白山28番地1  
電話番号 080-4526-1496 所属支部 尾北



登録番号 第21190051号  
会員番号 第6391号  
入会年月日 令和3年1月1日  
氏名 市原 健太郎

事務所 市原健太郎行政書士事務所  
知多市つつじが丘3丁目15番地の11  
電話番号 0562-89-6847 所属支部 知多



登録番号 第21190047号  
会員番号 第6387号  
入会年月日 令和3年1月1日  
氏名 辻 学

事務所 行政書士事務所彩り  
名古屋市千種区松竹町2丁目27番地  
電話番号 052-761-6126 所属支部 中央



登録番号 第21190052号  
会員番号 第6392号  
入会年月日 令和3年1月1日  
氏名 石田 健太郎

事務所 石田健太郎行政書士事務所  
名古屋市東区葵1丁目26番10号 ユニープル新栄711号室  
電話番号 052-898-6730 所属支部 中央



登録番号 第21190053号  
 会員番号 第6393号  
 入会年月日 令和3年1月1日  
 氏名 増田 雅彦

事務所 行政書士増田雅彦事務所  
 名古屋市中川区尾頭橋四丁目13番7号 名古屋ビジネスインキュベータ505B号室  
 電話番号 050-3704-1784 所属支部 名古屋



登録番号 第21190058号  
 会員番号 第6398号  
 入会年月日 令和3年1月1日  
 氏名 今泉 寿夫

事務所 行政書士今泉事務所  
 豊川市一宮町西垣内44番地  
 電話番号 090-6089-0537 所属支部 東三



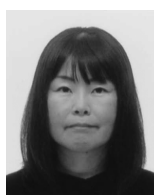
登録番号 第21190054号  
 会員番号 第6394号  
 入会年月日 令和3年1月1日  
 氏名 村上 正城

事務所 行政書士村上正城事務所  
 名古屋市長徳区中根町2丁目56番地  
 電話番号 052-861-0755 所属支部 名南



登録番号 第21190059号  
 会員番号 第6399号  
 入会年月日 令和3年1月1日  
 氏名 宮島 崇彰

事務所 行政書士宮島崇彰事務所  
 岡崎市三崎町2番地2  
 電話番号 0564-53-4161 所属支部 岡崎



登録番号 第21190055号  
 会員番号 第6395号  
 入会年月日 令和3年1月1日  
 氏名 鳥居 尚子

事務所 行政書士鳥居尚子事務所  
 名古屋市緑区浦里五丁目265番地 (パークサイド浦里204号)  
 電話番号 080-6917-6556 所属支部 名南



登録番号 第21190060号  
 会員番号 第6400号  
 入会年月日 令和3年1月1日  
 氏名 三浦 見枝子

事務所 行政書士三浦見枝子事務所  
 新城市字橋向15番地  
 電話番号 080-3067-6960 所属支部 新城



登録番号 第21190056号  
 会員番号 第6396号  
 入会年月日 令和3年1月1日  
 氏名 瀨本 綾

事務所 行政書士法人倉敷昭久事務所 名古屋オフィス  
 名古屋市中区錦2丁目19番21号 広小路TNビル7F  
 電話番号 052-211-7805 所属支部 中央



登録番号 第21190057号  
 会員番号 第6397号  
 入会年月日 令和3年1月1日  
 氏名 小林 祥平

事務所 小林祥平行政書士事務所  
 碧南市中町2丁目121番地  
 電話番号 0566-41-1153 所属支部 碧海

## 新規法人登録入会の紹介

法人番号 第1701003号  
 会員番号 第H71号  
 入会年月日 令和2年11月2日  
 法人の名称 行政書士法人アールエイチ事務所  
 従たる事務所の名称 行政書士法人アールエイチ事務所 名古屋支店  
 従たる事務所 名古屋市北区中切町4丁目85番地の1  
 従たる事務所電話番号 052-908-0580  
 所属支部 西北

## 法人会員の変更案内

法人番号 第1704701号  
 会員番号 第H45号  
 法人の名称 行政書士法人中村事務所  
 社員（加入） 関野 貴洋、漆原 由佳、鈴木 紗侖里  
 従たる事務所の名称 行政書士法人中村事務所 豊川オフィス  
 従たる事務所所在地 豊川市中央通三丁目28番地豊川稲荷ビル3階  
 従たる事務所電話番号 0533-83-9911  
 従たる事務所の名称 行政書士法人中村事務所 岡崎オフィス  
 従たる事務所所在地 岡崎市本町通一丁目12番地 サンアパニュービル1.5階  
 従たる事務所電話番号 0564-73-3939  
 変更事由 社員加入、従たる事務所設置  
 所属支部 名古屋

法人番号 第0901701号  
 会員番号 第H12号  
 法人の名称 行政書士法人愛知  
 従たる事務所の名称 行政書士法人愛知 岡崎事務所  
 従たる事務所所在地 岡崎市長上二丁目20番地8 上里ガーデンビル2階中東  
 従たる事務所電話番号 0564-73-2084  
 変更事由 従たる事務所所在地、従たる事務所電話番号  
 所属支部 豊田

法人番号 第1904601号  
 会員番号 第H60号  
 法人の名称 行政書士法人ブレインパートナー  
 主たる事務所の名称 行政書士法人ブレインパートナー  
 主たる事務所所在地 名古屋市中村区名駅三丁目25番9号  
 変更事由 主たる事務所所在地  
 所属支部 名古屋

## 退会者のお知らせ

令和3年1月25日現在

支部	氏名	退会日
尾張	坂上 裕一	令和2年11月30日
東三	石川 允千	令和2年12月21日
東名	谷本 侑	令和2年12月25日
東名	伊藤 由美子	令和2年12月31日
東名	鈴木 恵	令和2年12月31日
知多	久田 益雄	令和2年12月31日
知多	田中 賢作	令和2年12月31日
豊田	齋藤 邦夫	令和2年12月31日
新城	高柳 優治	令和2年12月31日
東名	鈴木 龍朗	令和3年1月5日
昭和	小澤 佳史	令和3年1月7日
昭和	川本 俊憲	令和3年1月14日
中央	白井 恭子	令和3年1月15日
海部	伊藤 郁史	令和3年1月20日

## ご逝去会員のお知らせ

海部支部	田宮 礼子	会員	令和2年12月11日ご逝去	(享年95歳)
名古屋支部	倉藤 金助	会員	令和2年12月17日ご逝去	(享年80歳)
知多支部	蟹江 孝次	会員	令和2年12月17日ご逝去	(享年83歳)
一宮支部	森 正一	会員	令和2年12月19日ご逝去	(享年88歳)

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

愛知県行政書士会  
 会長 前田 望

## 事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	位田 和仁			052-212-7849	事務所電話番号
中央	田中 康裕	名古屋市東区新出来2丁目8番3号 田中ビル301	461-0038	052-768-6066	事務所所在地、 事務所電話番号
西北	二村 洋一郎 リンドウ行政書士事務所	名古屋市西区名駅二丁目34番17号 セントラル名古屋202号室	451-0045	052-854-6590	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
西北	脇田 幸雄	名古屋市西区那古野一丁目14番18号 那古野ビル北館210号	451-0042		事務所所在地
西北	中島 勇 行政書士法人アールエイチ事務所 名古屋支店	名古屋市北区中切町4丁目85番地の1	462-0051	052-908-0580	単体会変更(福岡会より)
名古屋	上條 佳生留	名古屋市中村区名駅三丁目25番9号	450-0002		事務所所在地
名古屋	矢野 厚登	名古屋市中村区名駅三丁目25番9号	450-0002		事務所所在地
名古屋	前田 陽介 丸一行政書士事務所	名古屋市中川区助光二丁目1001番地 丸晶ビル1階	454-0947	052-398-6663	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
海部	加藤 仁久	津島市立込町一丁目45番地1 コーポ吉田102	496-0044		事務所所在地
岡崎	鈴木 敬済	岡崎市上里二丁目20番8 上里ガーデンビル2階中東	444-2136	0564-73-2084	事務所所在地、 事務所電話番号
岡崎	中垣 健	岡崎市上和田町字南屋敷3番地	444-0201		事務所所在地
豊田	内田 在浩			090-8864-9292	事務所電話番号
碧海	永井 収夫	刈谷市高須町石山24番地3	448-0812	0566-28-5666	事務所所在地、 事務所電話番号
碧海	加藤 則夫 行政書士加藤事務所	安城市安城町社口堂44番地3	446-0026	0566-75-0341	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
東三	廣中 浩一	蒲郡市三谷町東一丁目145番地	443-0021		事務所所在地
東三	佐野 潤	豊川市高見町一丁目63番地の2	442-0883		事務所所在地
東三	関野 貴洋 行政書士法人中村事務所 豊川オフィス	豊川市中央通三丁目28番地 豊川稲荷ビル3階	442-0051	0533-83-9911	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
東三	尾野 弘 尾野法務行政書士事務所	豊川市一宮町下新切33番地3	441-1231	0533-95-2626	単体会変更(島根会より)



## COSMOS通信 3月号

### 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

#### セミナー・相談会の開催報告

日時 令和2年12月10日(木) 午後1時30分～4時  
場所 小牧市役所  
相談会 相談員：平松支部長 丹羽 友道会員  
相談者：2人

日時 令和2年12月15日(火) 午後1時～4時  
場所 北名古屋市役所西庁舎  
相談会 相談員：池山 正彦会員 井上 一男会員  
相談者：1人

日時 令和3年1月7日(木) 午後1時30分～3時30分  
場所 江南市役所西分庁舎  
相談会 相談員：菅原研修部長  
相談者：1人

日時 令和3年1月18日(月) 午後1時～4時  
場所 岩倉市役所 市民相談室  
相談会 相談員：菅原研修部長 奥 智子会員  
相談者：0人

#### セミナー・相談会の開催予定

〈コスモスあいち主催〉

「終活に備えて知っておこう！」

～あなたに寄り添う後見人～

日時 令和3年3月6日(土) 午後1時～4時  
場所 高齢者就業支援センター5階大会議室  
(昭和区御器所通3-12-1)  
内容 落語(動画上映)、寸劇、セミナー、シンポジウム、個別無料相談会  
後援 愛知県、名古屋市、公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会、愛知県行政書士会

上記イベントは、緊急事態宣言発令のため延期としました。

日時 令和3年3月16日(火) 午後1時～4時  
場所 北名古屋市役所東庁舎  
相談会 成年後見等無料相談会

日時 令和3年3月18日(木) 午後2時～3時30分  
場所 扶桑町老人憩いの家  
相談会 成年後見等無料相談会

日時 令和3年3月24日(水) 午後2時～4時  
場所 レディヤンかすがい  
相談会 成年後見等無料相談会

日時 令和3年4月1日(木) 午後1時30分～3時30分  
場所 江南市役所西分庁舎  
相談会 成年後見等無料相談会

日時 令和3年4月8日(木) 午後1時30分～4時  
場所 小牧市役所  
相談会 成年後見等無料相談会

日時 令和3年5月10日(月) 午後1時～4時  
場所 岩倉市役所 市民相談室  
相談会 成年後見等無料相談会

日時 令和3年5月19日(水) 午後1時～3時  
場所 犬山市役所 会議室  
相談会 成年後見等無料相談会

※尚、日程等は中止及び変更になる場合があります。

#### コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の2週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。

申込先 コスモスあいち事務局  
TEL 052-908-3022



## あ と が き

本稿を執筆している頃は、第3次コロナ禍の真最中で緊急事態宣言が発動され、政府も国民に行動の自粛を要求し各企業にも従業員の6～7割を在宅勤務させるよう要望をしております。飲食業界を中心に非常に経済が落ち込んでいる世相であります。我々行政書士も研修会はライブ配信、会議はウェブ会議と3密にならないようにと、形態が変わってきました。官公署との対応も同じ様なことになってくると思われますので、我々も変化していくことになってくるでしょう。

小紙が皆様のお手元に届く頃には、ワクチン接種が始まりますので、世相も少しは落ち着いて来ることを願うのみです。

広報部 山本 篤

## 《今月の表紙》 蒲郡「春の竹島」

蒲郡のシンボルである竹島は、標高22m、周囲約680メートルの小さな島です。この島は全長387メートルの竹島橋で陸地と結ばれており、対岸から歩いて渡れる距離にもかかわらず、65科238種の暖地性植物が自生しており、本土とは異なる独自の植物体系を持つため、その特異性から島全体が国の天然記念物に指定されています。特に林床のキノクニスゲは日本における分布の最北限と言われています。

また島内には日本七弁財天のひとつで、開運・安産・縁結びの神様を祀る「八百富神社」を含め5つの神社が存在し、島全体が神域となっています。

社務所では八百富神社・八大龍神社の御朱印をいただくことができ、こちらで引くおみくじの中には『大大吉』があり、参拝客の人気を集めています。

また、橋のたもとには大正～昭和初期に多くの文人達が愛した料理旅館「常磐館」の面影を残す「海辺の文学記念館」や、アシカショーやユニークな展示で親子連れに大人気の「竹島水族館」などの観光スポットがあり、休日には県内外からの観光客でにぎわいます。

ここ竹島周辺は国定公園に指定されており、春には公園内にある「蒲郡クラシックホテル」から美しい桜との共演も見ることができます。季節によってさまざまな表情を見せてくれる竹島。まずは、この温かい春に訪れてみてはいかがでしょうか。

参考：「竹島」関連HPより抜粋

提供：蒲郡市役所 企画部 秘書広報課

## 会報305号 担当

広 報 部	担当副会長	小柳津えみ
	部 長	伊藤 直仁
	次 長	水野 悠
	部 員	戸加里邦子
	部 員	山本 篤
	委 員	吉川 明宏
会報委員会	委 員 長	長峰 均
	副 委 員 長	奥 智子
	本号担当委員	
	(表紙)	鈴木愛理沙
	(会員訪問記)	佐野 潤

## 会報305号 令和3年3月1日発行

発行人 前田 望  
編集人 伊藤 直仁

発行所 愛知県行政書士会

〒461-0004

名古屋市東区葵一丁目15番30号

TEL 〈052〉 931-4068 (代)

FAX 〈052〉 932-3647

E-mail info@aichi-gyosei.or.jp

http://www.aichi-gyosei.or.jp

印刷所 日大印刷株式会社

# 愛知県行政書士会 令和3年度第71期定時総会

**日程** 令和3年5月31日(月)

**場所** ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋

# 愛知県行政書士政治連盟 令和3年度定期大会

**日程** 令和3年5月31日(月) 定時総会終了後

**場所** ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋

## 行政書士ADRセンター愛知



### 自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
  - ・自転車と歩行者との衝突
  - ・自転車が引き起こした物損事故
- ※自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。



### 居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



### 愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



### 外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
  - ・外国人の職場での待遇についての不満
  - ・外国人の就学者に対するいじめ
  - ・外国人就学者から学校へのクレーム
- ※職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

### 行政書士ADRセンター愛知の紹介

- 運営主体：愛知県行政書士会(所管)：  
行政書士ADRセンター愛知運営委員会
  - 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
  - 実施場所：名古屋市中区葵一丁目15番30号  
愛知県行政書士会館
  - 実施日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで  
(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。(認証番号No.62)
  - 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
  - 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

**ADR専用 Tel.052-908-3021**



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分